

木材産業での外国人材の受け入れ －技能実習制度の概要－

■はじめに－技能実習制度について

日本で働く外国人労働者は約230万人（2024年10月末）で、前年から約25万人増加しています¹⁾。就労可能な在留資格は10種類以上ありますが、「技能実習」による労働者は約47万人、全体の約20%を占めています。

技能実習による在留期間は、職種に係る技能評価試験が整備され、その試験に合格することで最長5年となります（表1）。移行対象職種の認定を受けていなかった木材加工職種の在留期間は1年でしたが、2023年10月の規則改正により、機械製材作業については3年まで在留できる道が開かれました。

表1 技能実習制度による在留期間の概要

在留期間(年)	1	2	3	4	5
在留資格	技能実習 1号	技能実習 2号	技能実習 3号		
上位への移行 条件	技能実習評価試験 ¹⁾ 合格		— ²⁾		
1) 技能を身につけたかどうかを確認する試験					
2) 技能実習による在留は最大5年間					
ただし、機械製材作業は技能実習2号までなので 最大3年間					

機械製材作業の技能評価試験は、（一社）全国木材組合連合会が実施しています。現在、1号から2号移行のための試験が実施され、技能実習2号の実習生が道内外で誕生しています。

■技能実習に関する北海道の状況

北海道庁が行った「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」²⁾によると、2023年における技能実習生の道内での受け入れ数は14,157人となっています。業種別では、表2に示す3業種が上位を占めています。

製材業での受け入れ人数は、2024年2月で38人とされています³⁾。工場の作業者の不足感、技能実習2号による3年間の在留が可能になっていること、さらには特定技能制度の対象分野に木材産業が追加（2024

年）され、特定技能1号（表3）による通算5年間の在留が今後期待されることなどから受け入れ数が増える可能性が見込まれます。そこで、機械製材作業の分野で技能実習生を受け入れ、技能実習1号の技能評価試験を経た企業にお話を伺いました。

表2 技能実習生の受け入れ数が多い上位3業種^{注)}

業種	実施者(社)	受入数(人)
食料品製造業	366	5,311
建設関連工事業	375	1,596
農業	396	1,178

注)：数値は北海道道庁の独自調査に基づく集計値

表3 外国人材の受け入れ制度（2025年6月時点）

制度	技能実習	特定技能1号
在留 期間	最長5年	通算5年
受入 基準	1号:問わない 2号, 3号:技能実習評価試験に合格	・特定技能測定試験及び日本語試験に合格 ・同一職種の技能実習2号修了者は免除
その 他	今後、技能実習制度は廃止され、育成労制度が開始予定	2024年、特定技能制度の対象分野に木材産業が追加

参考資料

- 1) 厚生労働省:外国人雇用状況の届出状況【概要版】、
<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001389434.pdf>(2024).
- 2) 北海道総合政策部国際局国際課:外国人技能実習制度に係る受入状況調査2023年度調査結果報告書、
2024年11月6日、https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/0/8/8/5/8/9/0/_houkoku_2023_ginou.pdf.
- 3) 外国人材どう生かす？：木材建材ウイクリーNo.2455, p.10 (2024).

(文責：普及協会・菊地)